

## 滋賀県の保健所における療育発達相談指導事業マニュアル

(分担研究：発達の観点から見た療育指導の在り方に関する研究)

研究協力者 伊藤正利<sup>1)</sup>共同研究者：清水光弘<sup>1)</sup>、馬場文<sup>1)</sup>、小林寿子<sup>2)</sup>

要約：滋賀県では平成9年度よりすべての市町村で原則として発達相談を行い、保健所の発達相談は療育発達相談として、小児科療育相談と一体的に行うことになった。その際、市町村発達相談と保健所療育発達相談との役割分担を明確にし、事業の有効な活用を図るために療育発達相談事業マニュアルを作成したので、その要点を報告する。

見出し語：乳幼児健康診査、療育相談、発達相談、保健所、療育発達相談

## はじめに：

母子保健法の一部改正により、母子保健事業については、市町村で一元的に実施されることになった。滋賀県では平成8年まで発達相談指導事業は、県主体事業として保健所で行われ、市町村でも50中19市町村(38.0%)において実施され、実施していない市町村は保健所の発達相談を利用していた。平成9年度よりすべての市町村で原則として発達相談を行い、保健所の発達相談は療育発達相談として、小児科療育相談と一体的に行うことになった。その際、市町村発達相談と保健所療育発達相談との役割分担を明確にし、事業の有効な活用を図るために、療育発達相談指導事業マニュアルを作成したので、その要点を報告する。

## 方法：

平成8年度研究報告の「滋賀県乳幼児健康診査システムの現状と課題」において、保健所での小児科療育相談、発達相談および滋賀県立小児保健医療センターの小児科三次精密健康診査を調査、分析することによって、保健所療育発達相談の留意点、対象児、スタッフとその役割、記録の整備、関係機関との連携等についてマニュアル化した。

## 結果：

## 1) 事業実施の留意点

- ①子どもの成長、発達を精神面および身体面、母子関係、家庭環境面および社会環境面からトータルに見るとともに、医学的診断に基づく総合的科学的な評価を行い、発達の基本的な課題、見通しを明確に保護者に示し、相談、指導に当たる。
- ②市町村および保健所の担当する事例で、その判断や処遇の困難な事例について、適切な方向づけを行うための関係者による事例検討会やケース連絡会議を開催する。

③市町村母子保健管理体制や発達相談指導事業が適正に実施されるよう、助言、支援するとともに、市町村の実情に応じて保健所の療育発達相談指導事業の役割、機能を調整するために、管内連絡会議を開催する。

④管内母子保健関係者の資質の向上のための研修を行う。

⑤子どもの発達が促される家庭環境や社会環境が作られるよう、管内の保健医療、福祉、教育分野の関係機関や関係者とともにその推進に努める。

## 2) 対象者

保健所における療育発達相談指導事業の対象者は、市町村における乳幼児健康診査(一次)で要精査とされた児および乳幼児発達相談指導事業等の結果、精神・運動発達、情緒(行動)などに問題があり、医療を含む精密健診を必要とされた児童や、市町村だけでは対応が複雑困難な児童を対象とする。

## 3) スタッフとその役割

療育発達相談指導事業は、対象児の障害・疾病の把握だけでなく、相談、指導、他機関への紹介など広範囲な機能を有するものである。特に、各職種の専門性をいかして、発達の評価、生活実態の評価等を行い、問題を総合的に把握することが求められる。各職種の専門性と立場を活かした療育発達相談を勧めるために求められるスタッフの役割分担は、次に示すとおりである。

①医師：対象児の医学的診断を行うとともに総合的判断を行い、処遇についての方向づけをするケースマネジメントの中心的役割を担うものである。個別事例に対しては、医学的・療育的視点から保護者への助言指導を行う。

1) 滋賀県立小児保健医療センター保健指導部 2) 滋賀県健康福祉部健康対策課 1) Shiga Medical Center for Children 2) Health Promotion Division, Shiga Prefectural Government

②保健婦：情報の収集（ニード把握）、アセスメント、計画（方針の決定、予算、運営方法、マンパワー、システム）、実施、評価（方法内容の選定、データの整理、分析評価、報告）フィードバック（次の計画、活動、事業の見直し）といった活動を展開する。

#### (a)個別援助活動

情報の収集：児の状況（妊娠から出産、生育歴、健診時の状況、家庭環境、市町村における発達相談指導事業の結果等）の情報の整理をおこない、相談前に児および児を取り巻く環境のアセスメントを行う。相談にあつては、問診、診断、発達検査、行動観察等により児および児を取り巻く環境等について把握し児の全体像の把握に努める。相談の主訴を保護者と市町村事業でカンファレンスされた結果のそれぞれについての的確に把握する。

アセスメント：上記の情報のもとに、相談前に初期評価を行い、想定される課題等について適切に対応できるよう社会資源等の情報収集を行う。

計画：相談の日時、場所を設定し、対象者に事前に連絡を行う。また、対象者に必要な必要物品を事前に用意しておく。

実施：対象児の成長発達の状況を的確に把握し、発達や育児に関して正しい知識や情報を提供する。児の発達状況の把握とともに保護者の悩みを客観的にうけとめ、課題解決に向けてともに考えられる場面づくりを行う。指導的立場（指示的）でなく対象者の状況にあわせて指導（カウンセリング的援助）が行えること。対象児の状況に応じて（ケースカンファレンスの結果）、医療機関等へ精密健康診査を勧奨する場合にあつては、受診の必要性等を保護者の同意が得られるよう説明を行う。受診の必要性、検査内容、経費等について具体的に説明する。対象児の紹介にあつては、紹介先医療機関等との連携を密に行う。連携にあつては保護者の同意を得るものとする。

評価：ケースカンファレンスにより対象事例の処遇方針を決定する。処遇方針に基づく事後指導の結果について、市町村との協力のもとに把握し、処遇方針が妥当であったか評価する。

フィードバック：処遇方針を伝え、必要に応じて随時市町村等とのケースカンファレンスを行うなど適切な個別支援が行えるよう市町村を支援する。事後指導の結果について、必要に応じて市町村から情報を得るなど療育発達相談指導事業での処遇内容が適正であったか評価を行う。

#### (b)事業活動

情報の収集：市町村の行う乳幼児発達相談指導事業の実施状況および事後指導状況について把握し、目的にそつた適正な実施が推進されているか、課題等の有無について情報収集を行う。

企画および調整機能：上記で得られた情報をもとに、その質について総合的に評価する。また、各市町村の課題として広域的にとらえ、資料化し、管内市町村に提供し地域における事業の充実を図る。市町村の個別援助が適切に行なえるよう、また事業が円滑に推進できるよう事例検討会、研修会を必要に応じて開催する。事業の円滑な推進を図るため、医師会はじめ医療機関、福祉施設等関係機関との広域調整を行う。さらに、より望ましい母子保健システムへの検討、構築も推進する。

#### ③発達相談員：

市町村の発達相談結果の確認：市町村が行う発達検査の結果や行動観察、生育歴の記録等をもとに、発達援助の適切な処遇方針が提示されているかを確認する。また、多動などの理由で発達検査が実施できない児など、客観的なデータを示すことが困難なケースの評価、母子関係の問題を含んでいて、指導に慎重を期すことが要求されるケースについて、市町村発達相談員に対して、コンサルテーションを行い、市町村の発達相談が有効に行われるよう支援する。

個別の発達相談：問診や、診察場面で児童の行動観察を行ったり、発達検査（必要があれば市町村が実施している以外の心理検査）を実施するなど児童の観察・検査を行い、保護者と面接するなどして、児童の発達状況の評価を行う。総合的な判断の資料とする。

保護者への助言・指導：問診、診察、行動観察、発達検査の結果に基づき保護者への助言指導を行う。その際、保護者の特徴、家庭環境、児童が所属している集団・管内状況（幼稚園、保育所、療育教室、親子教室）などについて、スタッフ（主に保健婦）と十分協議し、総合的な助言・指導をおこなう。

判定基準、指導のばらつきの統一：同一管内の市町村で複数の発達相談員が相談業務を行うと、指導内容に違いが生じる可能性がある。各相談員の方針を尊重しつつ、適宜スタッフ間の協議の場を設けるなどし、発達検査以外の場面や方法で得られた情報や他職種の意見も取り入れることによって判定基準や指導内容に大きなバラツキが生じないように努めることにより個別援助が有効に行えるよう努める。相談結果のフィードバック：行動観察や検査の結果、所見および事業結果等について、市町村発達相談指導事業にフィードバックし、援助の適正化に努める。

#### 4) 記録の整備

療育発達相談来所者のカルテおよびカンファレンスに関する記録を整備する。

## 5) 関係機関との連携

療育発達相談にあっては、児童に関わる関係機関と密接な連携をとり、方針を共有しながら支援していくことが必要である。特に複雑困難な事例の場合、他機関・他分野との連携を図り、それが有機的に働くことによって初めて、児童とその家族への総合的な援助が成立し、保健所はそのコーディネート機能を果たせるといえる。保健所は、コーディネート機能を果たすため、管内、県内の幅広い情報収集と、他機関の機能について理解を深めておく必要がある。事例についての市町村、地域療育教室、保育園、幼稚園など地域における諸機関、小児保健医療センターをはじめとする医療機関、総合療育センター、児童相談所、聾話学校、盲学校、福祉事務所等との連絡・調整は必要に応じて行うものとするが、年数回事業についての管内連絡調整会議を開催するものとする。医療機関との連絡は、スタッフ間のカンファレンスの結果をもとに保護者の同意を得て、医師の紹介状にて行うか、必要時、医師が直接連絡することとする。いずれの機関との連携においても対象者のプライバシーの保護、尊重には十分留意すること。

### ①市町村発達相談員との連携

療育発達相談指導事業が市町村発達相談事業を支援するという立場から、最も有機的な連携を必要とする。各事例を大切に相談活動のあり方を考えたり、各保健所管内の特徴を踏まえ、より現実的なシステムの構築を推進する場が必要となるため、各保健所管内において月1回程度の事例検討会を中心としたカンファレンスを実施することが望ましい。このカンファレンスは、市町村および保健所の担当保健婦と発達相談員、療育発達相談担当医師等を構成員とする。日常的業務の連携としては、療育発達相談を受ける対象となる児童の連絡調整が主な業務となるが、保護者の主訴、乳幼児健康診査や発達相談での状況、家庭環境、その児の援助過程での問題点等について十分事前協議しておくことが必要である。

### ②他機関との連携

その他の機関としては、保育園、幼稚園、地域療育教室との連携が多いと思われ、特にこれらの機関からは、児童に関わる上でのより具体的な助言や方針を求められることが想定されるので、これらの機関での対応状況や関わりの中で困難さを感じているところなどを十分共有したうえで調整する必要がある。対象児がすでに通院している医療機関との連携の必要が生じた場合は療育発達相談スタッフ間のカンファレンスの結果をもとに、保護者の同意を得て医師の紹介状で行う。

## 6) 業務内容

### ①対象者の把握

市町村から依頼のあった児童について、児童記録表を作成する。

### ②相談事業担当者の編成

担当者は、小児科医師、保健婦、発達相談員、その他の補助者によって編成するものとするが、必要に応じて作業療法士、理学療法士等を加える。

### ③相談方法

(a)調査は主として保健婦が保護者から児童の生育歴等を聴取する。

(b)発達検査および行動観察は、発達相談員が個々の児童の症状に応じ実施し、全般的な判定に資する。

(c)精神遅滞等の医学的診断は、医師が行う。

(d)個々の児童の指導方針は、調査・発達検査・医学的診断の結果、総合して作成する。

### ④事後指導

事後指導は、原則的には市町村で行うこととし、市町村の行う乳幼児発達相談事業と連携をとり以下を行うこととする。

(a)保護者に対し、療育発達相談の結果を伝え、必要に応じ適切な助言指導を行う。

(b)専門機関の受診を要するものについては、保護者に対して、専門機関を紹介するほか、相談内容の結果を該当専門機関に連絡し、その後受診結果を紹介して事後指導に努める。

(c)引き続きの指導や経過観察の必要があると認められる場合や地域療育教室・子育て教室等に入室の必要があると認められる場合は、個々の児童に関する指導方針を決定し、事後指導に努める。

### 7) 相談場所

地域の実状に応じ、適宜定めるものとする。

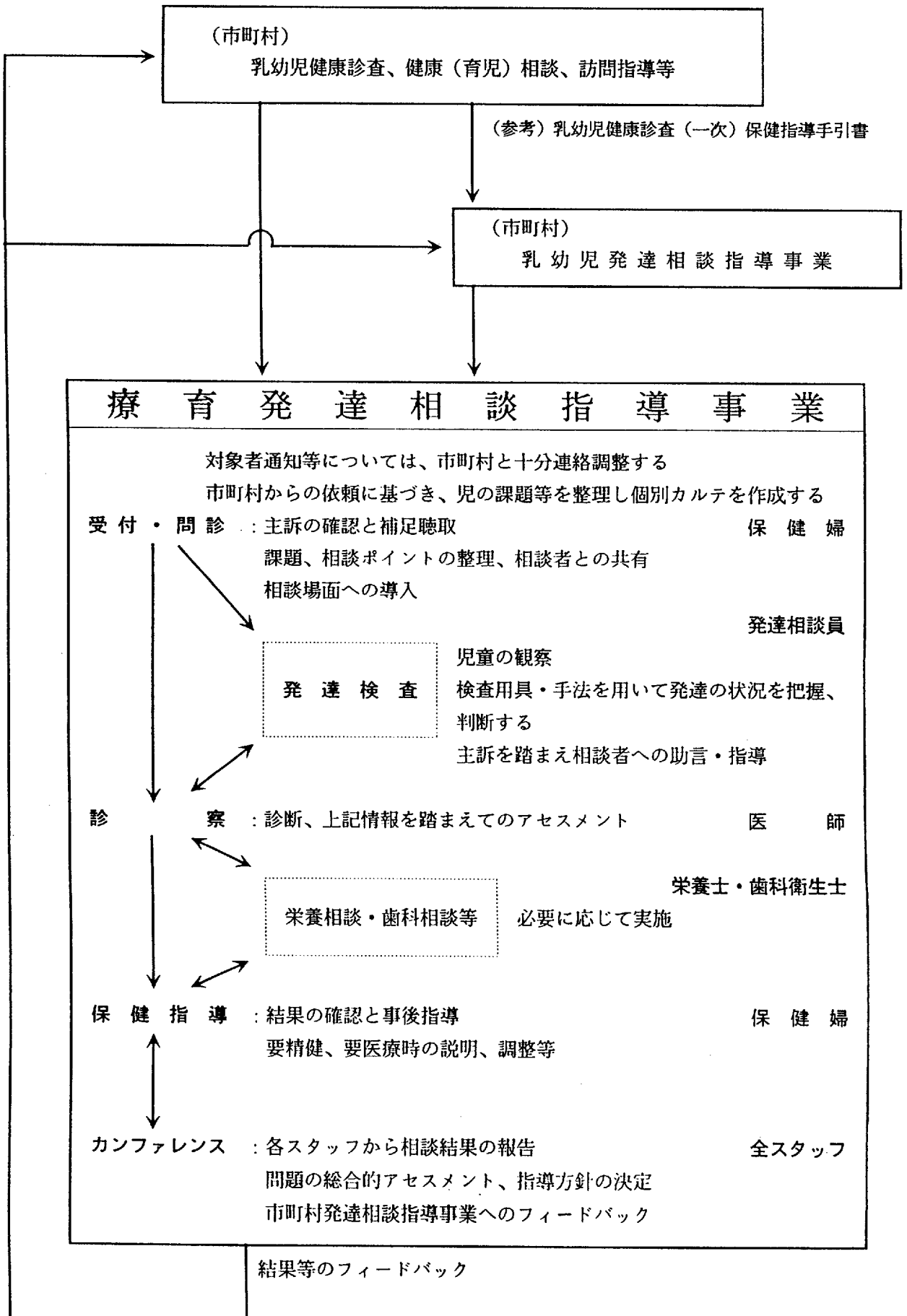
場所の設定に当たっては、来談者の秘密保持および事業の円滑な推進を図るため、待合室、相談室および判定室の3室以上の個室を準備することが望ましい。

### 8) 事業フローチャート(次頁図)

#### 文献:

1. 伊藤正利、清水光弘、馬場文、小西文子：滋賀県乳幼児健康診査システムの現状と課題 厚生省心身障害研究「ハイリスク児の健全育成のシステム化に関する研究」平成8年度報告書 PP80-81
2. 療育発達相談指導事業マニュアル 滋賀県健康福祉部 平成9年3月

療育発達相談指導事業フローチャート





**検索用テキスト** OCR(光学的文字認識)ソフト使用  
論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



要約:滋賀県では平成 9 年度よりすべての市町村で原則として発達相談を行い、保健所の発達相談は療育発達相談として、小児科療育相談と一体的に行うことになった。その際、市町村発達相談と保健所療育発達相談との役割分担を明確にし、事業の有効な活用を図るために療育発達相談相談事業マニュアルを作成したので、その要点を報告する。